



三重県公報

令和6年3月12日 (火)

第 497 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	4
病 院 事 業 庁 管 理 規 程			
2	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	4
告 示			
154	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	6
155	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	7
156	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	7
157	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	7
158	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	8
159	同件	(同)	8
160	同件	(同)	8
161	同件	(同)	9
162	同件	(同)	9
163	同件	(同)	9
164	同件	(同)	10
165	同件	(同)	10
166	同件	(同)	10
167	同件	(同)	11
168	同件	(同)	11
169	同件	(同)	11
170	同件	(同)	12
171	土砂災害警戒区域の指定	(防 災 砂 防 課)	12
172	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	12
173	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	13
選 管 告 示			
7	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	13
8	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	14
9	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	(同)	15
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	15
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	15
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	15

公共測量が終了した旨の通知
入札参加資格審査申請の期間等

(公 共 用 地 課) 15

(建 設 業 課) 16

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月十二日

三重県人事委員会委員長 中村佳子

三重県人事委員会規則七十一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a table for '別表第一 (第二条関係)' (Table 1, Article 2 Relationship) with sub-columns for '組織' (Organization), '職' (Position), and '区分' (Category). The '改正前' table lists various positions like '課長' (Chief) and '隊長' (Team Leader) with a note that 8 types are specified. The '改正後' table lists the same positions but with a note that 11 types are specified, including 'サイバー犯罪対策官' (Cybercrime Countermeasure Officer) and '外事対策官' (Foreign Affairs Countermeasure Officer).

附 則

この規則は、令和六年三月十八日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月十二日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係） イ（略） ロ 公安職給料表				別表（第二条関係） イ（略） ロ 公安職給料表			
組織	職務の級	基準となる職務	職名	組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	7級	1	隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。） 副隊長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 <u>教養・術科推進監</u> 警備・防災監	警察	7級	1	隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。） 副隊長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 <u>術科指導推進監</u> 警備・防災監 <u>健康管理監</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
備考（略） ハ～ヘ（略）				備考（略） ハ～ヘ（略）			

附 則

この規則は、令和六年三月十八日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年三月十二日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第二号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程
 三重県病院事業庁職員服務規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う病院事業職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第十五条 事業庁長は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十二条の二第一項の規定により病院事業職員が当該病院事業職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該病院事業職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である病院事業職員に委託されている児童及び第三十条第二項に規定する者を含む。以下同じ。)のある病院事業職員(当該病院事業職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができないものとして次の各号に掲げるいずれにも該当する場合における当該病院事業職員を除く。))が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>一〜三 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う病院事業職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第十五条 事業庁長は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十二条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び第三十条第二項に規定する者をいう。以下同じ。)のある病院事業職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができないものとして次の各号に掲げるいずれにも該当する場合における当該職員を除く。))が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>一〜三 (略)</p>
<p>2 事業庁長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした病院事業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第十四条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第四項及び次条において同じ。)をさせてはならない。</p>	<p>2 事業庁長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした病院事業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、当該病院事業職員が時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日から起算して一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第十四条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第四項及び次条において同じ。)をさせてはならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 事業庁長は、要介護者のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした病院事業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第十四条に規定する勤務をさせてはならない。</p>	<p>4 事業庁長は、要介護者のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした病院事業職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。</p>
<p>5 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p>
<p>第二十一条 (略)</p> <p>2〜5 (略)</p>	<p>第二十一条 (略)</p> <p>2〜5 (略)</p>

<p>6 年の途中において新たに病院事業職員となった者に係る第四項の規定の適用については、事業庁長が別に定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 妊娠中の病院事業職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難な場合 十四日の範囲内の期間</p> <p>八～十一十三 (略)</p> <p>別表第1(第12条関係)</p> <p>こころの医療センター</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護業務に従事する者(医療福祉業務に従事する者を含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>区分</th> <th>始業時間</th> <th>終業時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>変則2</td> <td>午前7時30分</td> <td>午前11時15分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p>	部門	区分	始業時間	終業時間	共通	(略)	(略)	(略)	変則2	午前7時30分	午前11時15分	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>6 年の途中において新たに職員となった者に係る第四項の規定の適用については、事業庁長が別に定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第二十三条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難な場合 十四日の範囲内の期間</p> <p>八～十一十三 (略)</p> <p>別表第1(第12条関係)</p> <p>こころの医療センター</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護業務に従事する者(医療福祉業務に従事する者を含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>区分</th> <th>始業時間</th> <th>終業時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>変則2</td> <td>午前7時30分</td> <td>午前11時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)・(4) (略)</p>	部門	区分	始業時間	終業時間	共通	(略)	(略)	(略)	変則2	午前7時30分	午前11時30分	(略)	(略)	(略)	(略)
部門	区分	始業時間	終業時間																												
共通	(略)	(略)	(略)																												
	変則2	午前7時30分	午前11時15分																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												
部門	区分	始業時間	終業時間																												
共通	(略)	(略)	(略)																												
	変則2	午前7時30分	午前11時30分																												
(略)	(略)	(略)	(略)																												

附 則

この管理規程は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、逐次施行する。

告 示

三重県告示第154号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470102704	訪問介護 ごかん	三重県桑名市大字西金井560番地1 2階	株式会社ごかんホールディングス	令和6年3月1日	訪問介護
2470206356	訪問介護事業所輪い和い	三重県四日市市札幌場町511番地1	訪問介護事業所輪い和い株式会社	令和6年3月1日	訪問介護
2470303757	ホームヘルパーステーションなかよし	三重県鈴鹿市岸岡町字岩ヶ谷3654番地ボワゾンボワールB 1-D号	有限会社なかよし	令和6年3月1日	訪問介護
2470506649	訪問介護ビッグハート	三重県津市久居明神町2133番地1	株式会社ビッグハート	令和6年3月1日	訪問介護
2471301594	ヘルパーステーション ワイズケア	三重県名張市桔梗が丘4番町5-7-10 2階	株式会社Y's corporation	令和6年3月1日	訪問介護
2460290642	訪問看護ステーション シ	三重県四日市市新正1	株式会社シェルハート	令和6年	訪問看護

	エルホーム	丁目 8-18		3 月 1 日	
2461290195	ななおと訪問看護ステーション柘植	三重県伊賀市柘植町 2193 番地	七音株式会社	令和 6 年 3 月 1 日	訪問看護
2473000558	ライフサポート たへや	三重県北牟婁郡紀北町 相賀 279-2	株式会社太平屋	令和 6 年 3 月 1 日	福祉用具貸与
2470506631	グリーンヒル ケアサポートセンター	三重県津市緑が丘一丁目 1-1	社会福祉法人あけあい会	令和 6 年 3 月 1 日	特定福祉用具販売
2473000558	ライフサポート たへや	三重県北牟婁郡紀北町 相賀 279-2	株式会社太平屋	令和 6 年 3 月 1 日	特定福祉用具販売
2470206364	ショートステイ 和らぎ水沢	三重県四日市市水沢町 2378 番地 1	社会福祉法人双和福祉会	令和 6 年 3 月 1 日	短期入所生活介護

三重県告示第 155 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ ス の 種 類
2460290642	訪問看護ステーション シェルホーム	三重県四日市市新正 1 丁目 8-18	株式会社シェルハート	令和 6 年 3 月 1 日	介護予防訪問看護
2461290195	ななおと訪問看護ステーション柘植	三重県伊賀市柘植町 2193 番地	七音株式会社	令和 6 年 3 月 1 日	介護予防訪問看護
2473000558	ライフサポート たへや	三重県北牟婁郡紀北町 相賀 279-2	株式会社太平屋	令和 6 年 3 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470506631	グリーンヒル ケアサポートセンター	三重県津市緑が丘一丁目 1-1	社会福祉法人あけあい会	令和 6 年 3 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
2473000558	ライフサポート たへや	三重県北牟婁郡紀北町 相賀 279-2	株式会社太平屋	令和 6 年 3 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
2470206364	ショートステイ 和らぎ水沢	三重県四日市市水沢町 2378 番地 1	社会福祉法人双和福祉会	令和 6 年 3 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 156 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	さんあい薬局株式会社 中央町店	桑名市中央町 1 丁目 51-4		薬局	令和 6 年 3 月 1 日
薬局	たいよう調剤薬局桜島店	鈴鹿市桜島町 6-20-5		薬局	令和 6 年 3 月 1 日
薬局	こうなん薬局 久居野村店	津市久居野村町 514-3		薬局	令和 6 年 3 月 1 日

三重県告示第 157 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成27年7月22日 第60号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム	代表取締役社長 松尾 尚之	三重県伊賀市西湯舟字大門 3609 番地

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
家城 誠	もみ、玄米	K242023632

三重県告示第 158 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン Bブロック
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

2 津市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年3月12日から同年4月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 159 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン Cブロック
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

2 津市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年3月12日から同年4月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 160 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ四日市富田
四日市市西富田町字大宮田 249 ほか 2 筆
 - 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 12 日から同年 4 月 12 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 161 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンファーレ
桑名市桑栄町 1-1 ほか
 - 2 桑名市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 12 日から同年 4 月 12 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 162 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
桑名サンシパーク（Bゾーン）
桑名市大字大仲新田字屋敷 152 番地 ほか 53 筆
 - 2 桑名市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 3 月 12 日から同年 4 月 12 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 163 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
三井アウトレットパークジャズドリーム長島

- 桑名市長島町浦安 368 番地 ほか
- 2 桑名市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年3月12日から同年4月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 164 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店
鈴鹿市南玉垣町 3628 ほか 12 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年3月12日から同年4月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 165 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ鈴鹿
鈴鹿市庄野共進二丁目 3361-5
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年3月12日から同年4月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 166 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿Aゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8922 ほか 10 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見

意見無し

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年3月12日から同年4月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ鈴鹿Bゾーン
鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか9筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年3月12日から同年4月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第168号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ北勢店
いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地1 ほか5筆
- 2 いなべ市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年3月12日から同年4月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ東員店
員弁郡東員町大字六把野新田字村西 785 番地6 ほか35筆
- 2 東員町から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年3月12日から同年4月12日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブライトガーデン明和

多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1 ほか13筆

2 明和町から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年3月12日から同年4月12日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御菌13	鈴鹿市御菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
御菌15	鈴鹿市御菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
石薬師6	鈴鹿市石薬師町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津賀9	鈴鹿市津賀町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御菌1	鈴鹿市御菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御菌10	鈴鹿市御菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御菌11	鈴鹿市御菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

御菌 12	鈴鹿市御菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御菌 14	鈴鹿市御菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
徳居 7	鈴鹿市徳居町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 173 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
石薬師 6	鈴鹿市石薬師町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 8 月 29 日
津賀 9	鈴鹿市津賀町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 3 月 31 日
御菌 1	鈴鹿市御菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
徳居 7	鈴鹿市徳居町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
東庄内 10	鈴鹿市東庄内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、鈴鹿建設事務所及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供します。)

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

イ 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第 1 号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第 2 号)	届出年月日	備考
青沼陽一郎後	青 沼 陽 一 郎	岡 田 尚 也	伊勢市常磐 1 丁目	衆議院議員	青 沼 陽 一 郎	令和 6 年 1 月 31 日	

援会 3-17 衆議院議員

ロ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
新風創志会	諸岡 覚	辻 裕 登	四日市市桜花台 1-54-12	令和 6 年 1 月 31 日	
山口欣也後援会	山口 欣也	山口 須代	度会郡玉城町上田辺 1264	令和 6 年 1 月 9 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県 郵政政治連盟支部	橋本 克也	主たる 事務所 の所在 地	名張市西原町 2257	津市美里町足坂 246-1	令和 6 年 2 月 1 日	政党
青木けんじゅん後 援会	前川 伸一	主たる 事務所 の所在 地	津市白山町川口 8371-1	津市白山町八対 野 962-12	令和 5 年 9 月 10 日	
いちみ勝之後援会	小林 長久	主たる 事務所 の所在 地	亀山市東御幸町 59	亀山市野村町 1668-2	令和 6 年 1 月 1 日	
志摩医師連盟	日比 秀夫	会計責 任者	中村 康一	和氣 正史	令和 6 年 1 月 10 日	
竹上真人後援会	金山 浩江	会計責 任者	上林 肇	上林 舞美	令和 5 年 12 月 28 日	
竹上真人をはげま す会	竹上 真人	会計責 任者	上林 肇	上林 舞美	令和 5 年 12 月 28 日	
松本かずたか後援 会	松本 一孝	政治団 体の名 称	松本かずたか後 援会	まつもとかずた か後援会	令和 5 年 12 月 26 日	
三重地方自治推進 フォーラム	中村 進一	代表者	中村 進一	西塚 宗郎	令和 6 年 1 月 12 日	
三重の明日を拓く 会	一見 勝之	主たる 事務所 の所在 地	亀山市東御幸町 59	亀山市野村町 1668-2	令和 6 年 1 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
かりや武人後援会	仮屋 武人	令和 6 年 1 月 5 日	

はだ和美後援会
森川幸子後援会

岡 本 茂 令和 6 年 1 月 8 日
森 川 幸 子 令和 5 年 12 月 26 日

三重県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
青 沼 陽一郎	衆議院議員	青沼陽一郎後援会	伊勢市常磐 1 丁目 3-17	令和 6 年 1 月 31 日

2 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
森 川 幸 子	森川幸子後援会	令和 5 年 12 月 26 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎 1 丁目 11 番 8 号）

退任理事

多気郡明和町大字大淀甲 828

世古口 哲 哉

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（宮川用水土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 6 年 2 月 15 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 22 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 3 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

松阪市清水町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 2 月 7 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
多気郡大台町上楠及び同町粟生

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第4項の規定による入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の期間等を次のとおり定めましたので、公告します。

令和6年3月12日

三重県知事 一見勝之

- 1 期間、場所等

入札参加資格審査申請に係る審査完了日及び名簿登録の有効期間は、次のとおりとします。

審査完了日	名簿登録の有効期間
令和6年4月1日から同年7月1日まで	令和6年8月1日から令和8年5月31日まで
令和6年7月2日から同年9月30日まで	令和6年11月1日から令和8年5月31日まで
令和6年10月1日から令和7年1月6日まで	令和7年2月1日から令和8年5月31日まで
令和7年1月7日から同年3月31日まで	令和7年5月1日から令和8年5月31日まで

また、申請方法は、郵送又は電子申請とし、郵送による場合の受付場所及び電子申請による場合の受付URLは、次のとおりとします。

郵送による場合の受付場所	電子申請による場合の受付URL
〒514-0002 津市島崎町56番地 公益財団法人 三重県建設技術センター	https://logofom.jp/form/8vMX/r4_7zuijisinki

さらに、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）に係るものについては、別に三重県公報に登載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

- 2 問合せ先

津市広明町13番地
三重県県土整備部建設業課
電話 059-224-2723

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
